

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて

平成 24 年 9 月
特 許 庁

1. 検討の経緯

第 1 回商標審査基準ワーキンググループにおいて、「国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱いについて（案）」に関して検討を行い、その検討結果を踏まえて、その原案を一部修正した商標審査基準改正案（参考資料 1 及び 2）についてパブリックコメントの募集を行った。

（参考）商標審査基準の改正案の概要

（第 3 条第 1 項第 3 号の規定に関する審査基準の改正案）

- ① 「国内外の地理的名称」からなる商標が「商品の産地、販売地」や「役務の提供の場所」を一般に認識される場合には、第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当するとして拒絶している審査運用を明確化する規定を設けた。
- ② 商標審査便覧に規定されている「国内外の地理的名称」の該当例を審査基準において明確化する規定を設けた。

（第 3 条第 1 項第 6 号の規定に関する審査基準の改正案）

- ③ 第 3 条第 1 項第 3 号に該当しない場合であっても事業者の設立地等を表示する地理的名称又は事業者の設立地等として一般に認識される地理的名称からなる商標は、原則として、第 3 条第 1 項第 6 号に該当することを明確化する規定を設けた。

なお、第 1 回商標審査基準ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、説明資料「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い（案）」の第 6 頁において、事業者の設立地・事業所の所在地及び仕向け地の事例を追加し、改正案においては、事業者の設立地等が第 3 条第 1 項第 6 号の規定に該当するとした理由を記載した。

- ④ 第 3 条第 1 項第 6 号に該当する商標であっても、使用をされた結果自他商品又は自他役務の識別力を獲得している場合には第 3 条第 1 項第 6 号の規定には該当しないとする審査実務を明確化する規定を設けた。

2. パブリックコメント

（1）意見募集期間

平成 24 年 7 月 20 日～8 月 19 日

- (2) 意見提出方法
電子メール、ファクシミリ、郵送
- (3) 提出意見数
団体 2
個人 3
- (4) 意見の概要及び意見に対する考え方
資料1－2のとおり

3. 国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについて

パブリックコメントに付した改正案に基づいて作成した「商標審査基準改正案」(資料1－3)によって商標審査基準を改正することとし、改正商標審査基準を速やかに公表し、施行することとしたい。